

阿久比町入札者心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、阿久比町が発注する建設工事（設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント及び物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。）を含む。以下「建設工事等」という。）の契約の締結について、阿久比町（以下「町」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。ただし、あいち電子調達共同システム（CALS/EC及び物品等）を利用する阿久比町電子入札事務取扱要領に係る入札（以下「電子入札」という。）による場合は、電子入札の方法を優先するものとする。

(入札参加の通知)

第2条 町から入札通知の連絡を受けた者は、速やかに競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）を受領しなければならない。

2 設計書、設計図面及び特記仕様書等（以下「設計図書」という。）は、必要に応じて閲覧等するものとする。

(入札参加の取消し等)

第3条 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項の規定に該当した者に対して行った入札参加者の指名及び一般競争入札における入札参加確認（以下「入札参加確認」という。）は、特別の理由がある場合のほか、これを取り消し、又は入札に参加させないものとする。

3 入札参加者の経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不相当と認められる事態が発生したときは、当該指名又は入札参加確認を取り消し、又は入札に参加させないものとする。

第4条 入札参加者が次のいずれかに該当する者となった場合又は該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名又は入札参加資格を取り消し、又は入札に参加させないものとする。

(1) 契約の履行にあたり、故意に建設工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長と締結）に基づく排除措置を受けた者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定にかかわらず、阿久比町指名停止要領に基づく指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けている者についても、当該指名又は入札参加資格を取り消し、又は入札に参加させないものとする。

（入札保証金）

第5条 政令第167条の7に規定する入札保証金の額は、入札参加者の見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の金額を阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号。以下「規則」という。）で定めるところにより納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が規則第5条第3項に規定する名簿に登載された者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 指名通知書において、入札保証金の全部又は一部の納付をしないものとされたとき。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価値は担保の種類ごとに定めるものとする。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした

小切手

- (3) 銀行その他町長が確実と認める銀行等に対する定期預金債権
- (4) 町長が確実と認める社債
- (5) 銀行等の保証

2 前項に定める担保の価格は、国債及び地方債にあつては政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価値ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額、その他の債権にあつては額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8の金額、定期預金債権にあつては債権金額の10分の10の金額、小切手にあつては券面金額、保証にあつてはその保証する金額によるものとする。

（入札保証保険証券の提出）

第7条 入札参加者は、町を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第8条 入札保証金は、町の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 会計管理者は、入札保証金の納付があつたときは、納付証明書を当該納入者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第9条 入札参加者は、町から指示された設計図書、その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、設計図書の内容について疑義があるときは、町に質問することができる。
- 3 設計図書に誤記又は脱落があつた場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 4 第1項の規定による入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（入札書記載金額）

第10条 前条第4項において、入札参加者は消費税課税事業者か免税事業者

かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書（別記様式。以下「入札書記載金額」という。）に記載しなければならない。

- 2 前項における入札書記載金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって、会計法上の申込みに係る価格とする。この場合1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額が申込みに係る価格とする。

（公正な入札の確保）

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札）

第12条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載のうえ、記名押印し、入札用封筒に入れて封かんし、その封筒に氏名等を記入し、あらかじめ指名通知書に示した日時及び場所において、契約担当者（規則第2条第1号の規定に定める者をいう。以下同じ。）の指示により提出しなければならない。ただし、特に町が指示したときは、封かんを必要としない。

- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人を指名して入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。
- 3 郵便による入札は認めない。ただし、随意契約による見積書の提出は郵送を認めるものとするが、開札時刻に到着していないものは無効とする。

（入札書の書換え等の禁止）

第13条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第14条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式自由）を契約担当者に直接持参すること。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を契約担当者に直接提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の成立）

第15条 入札参加者が1人であるときは、当該入札は成立しないものとする。ただし、電子入札で行われた入札のときはこの限りでない。

（工事費内訳書の提出）

第16条 入札参加者は、あらかじめ指名通知書において工事費内訳書（指定様式）の提出の指示がある場合は、契約担当者の指示によらなければならない。

2 入札参加者は、工事費内訳書で算定した金額を超える応札をしてはならない。

3 入札参加者は、法第234条の3及び政令第167条の17の規定による入札の場合にこれを準用する。この場合において、第1項及び前項中「工事費内訳書」とあるのを「内訳書」と読み替えるものとする。

（入札の中止等）

第17条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは中止することがある。

2 他の入札参加者の辞退、不参集等により入札参加者が1人となった場合は、入札の執行を中止する。ただし、再度入札の場合はこの限りではない。

3 前項の規定により、町は事業内容、緊急性等により必要と認めるときは、当該1人となった者と随意契約を締結することができる。

（開札）

第18条 開札は、入札の場所において、応札の終了後、直ちに入札参加者を立ち合わせて行うものとする。

2 前項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札により行われる場合であって、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

（入札の無効）

第19条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札（電子入札にあつては、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書のない入札）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 予定価格を事前公表した場合において、入札書の記載金額が予定価格を超える入札
- (12) 添付資料が必要な場合において、添付資料のない入札又は不備のある添付資料を提出した者の入札
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札（落札者）

第20条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、建設工事等の契約を締結しようとする場合において、当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

- 2 建設工事等の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 3 建設工事等の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価

格に替えて調査基準価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者のうち、当該調査基準価格に満たない価格の入札があったときは落札の決定を保留し、当該入札額によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、適合した最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、調査基準価格未満の価格をもって入札をした者がなかったときは、第2項中「最低制限価格」を「調査基準価格」と読み替えて同項の規定を準用する。

(再度入札)

第21条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、阿久比町公共工事等に係る情報の公表事務取扱要領第2条第1項第4号クに規定する予定価格の事前に公表の対象となる入札は、再度入札を行わないものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第19条第1号から第7号までに該当する入札

(2) 前条第2項の規定により最低制限価格を設けた場合で、その価格を下回った入札

(3) 前回の入札における最低価格を上回った入札

- 3 再度入札は、原則として2回までとする。

- 4 再度入札を行っても決定されない場合は不調とし、政令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格の入札者と随意契約を締結するものとする。

- 5 前項の規定に基づき、随意契約に切り替えてもなお協議が整わなかったときは、審査会に協議し、その対応を講ずるものとする。

(再度入札の入札保証金)

第22条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものと

する。

(入札結果の通知)

第24条 開札をし、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に直ちに口頭で知らせるものとする。

2 落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知するものとする。

3 落札者がなく、阿久比町工事施行等事務処理要領第15条第6項及び第21条第4項の規定により、随意契約に該当する入札があった場合は、その旨を該当する者に口頭で知らせるものとする。

(落札金額)

第25条 落札金額は、第10条第1項における入札書記載金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

2 前項において1円未満の端数があるときは、第10条第2項における端数処理の方法を適用させる。

(契約の確定)

第26条 契約書を作成する契約にあつては、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあつては、落札者が請書に記名押印したときに確定するものとする。

(契約書等の作成)

第27条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約担当者が作成した契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては請書）に記名押印のうえ、提出しなければならない。ただし、町において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

2 契約担当者は、前項に規定する契約書に契約約款及び設計図書を添付して作成するものとする。

3 落札者が第1項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書）等を提出しないときは、当該落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

第28条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書において指示するものとする。

(入札保証金等の返還)

第29条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落

札者に対しては、契約保証金を納入後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）還付するものとする。

2 契約保証金の免除を受けた者にあつては、前項ただし書の規定にかかわらず、契約を締結したとき又は請書を提出したときに入札保証金を還付するものとする。

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、領収証書等を出納員に提出するものとする。

（入札保証金に対する利息）

第30条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第31条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、町に帰属するものとする。

（議会の議決を経なければならない契約）

第32条 建設工事等の契約で、阿久比町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久比町条例第20号）の規定により議会の議決に付すべきものについては、阿久比町議会の議決を経たうえ、当該契約を確定するものとする。この場合において、契約担当者は落札者と速やかに仮契約を締結するものとする。

2 阿久比町議会の議決を得るまでの間に、第3条又は第4条の規定に基づく入札参加資格の取消し等に該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合、町は一切の損害賠償の責めを負わない。

（前金払）

第33条 前払金のある建設工事の請負契約で前払金の請求をする場合、契約者は前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた前払金保証事業を営む保証事業会社の保証証書を添えて、契約日から起算して15日以内に請求しなければならない。

（その他の事項）

第34条 この心得書に定めない事項については、関係法令及び規則に定めるところによる。

附 則

この心得書は、令和5年4月1日から施行する。